

法令廃止一覧

No.	法令名称	制定年月日	法令種別名称	番号
1	平成十七年四月一日前に退職した被共済者であって平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る中小企業退職金共済法施行令第二条第一号の厚生労働大臣の定める率及び同条第二号の厚生労働大臣の定める率	平成18年3月31日	厚生労働省告示	222
2	平成二十二年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率	平成22年3月31日	厚生労働省告示	121
3	平成二十三年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率	平成23年3月25日	厚生労働省告示	69
4	平成二十四年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率	平成24年3月27日	厚生労働省告示	169
5	平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率	平成25年3月29日	厚生労働省告示	97
6	労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づく休業補償の額の算定に当たり用いる率	平成25年6月28日	厚生労働省告示	219
7	労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づく休業補償の額の算定に当たり用いる率	平成25年9月27日	厚生労働省告示	312
8	労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づく休業補償の額の算定に当たり用いる率	平成25年12月27日	厚生労働省告示	392
9	平成二十六年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率	平成26年3月31日	厚生労働省告示	150
10	平成二十七年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率	平成27年3月31日	厚生労働省告示	211
11	国民生活基礎調査規則第四条第一項等の規定に基づく平成二十八年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限	平成28年2月15日	厚生労働省告示	32
12	平成二十八年度に係る中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率	平成28年3月31日	厚生労働省告示	144
13	平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率	平成28年3月31日	厚生労働省告示	145
14	平成二十八年度に係る中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率	平成28年3月31日	厚生労働省告示	148
15	平成二十八年度に係る確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率	平成28年3月31日	厚生労働省告示	149
16	平成二十八年度に係る中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率	平成28年3月31日	厚生労働省告示	151
17	平成二十八年度に係る中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率	平成28年3月31日	厚生労働省告示	152

法令廃止一覧

No.	法令名称	制定年月日	法令種別名称	番号
18	平成二十八年八月一日以後の雇用対策法施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額	平成28年7月29日	厚生労働省告示	306
19	平成二十八年八月一日以後の雇用対策法施行規則第一条の四第七項に規定する控除額	平成28年7月29日	厚生労働省告示	307